

札幌市では、市民のスポーツへの関わり方の広がりなどを背景に、平成15年(2003年)3月に「札幌市スポーツ振興計画」を策定し、「する・みる・支える」という3つの視点から、市民が様々な機会ですぐにスポーツに親しむことができるように、スポーツ施設の整備、イベントや競技大会の開催・誘致等を行ってきました。

その後、国が策定した「スポーツ基本計画」や、札幌市が策定した「まちづくり戦略ビジョン」の考え方などを踏まえ、平成26年(2014年)2月には、札幌市スポーツ振興計画を引き継ぐ計画として、「札幌市スポーツ推進計画(以下、「推進計画」という。)」を策定しています。

札幌市スポーツ推進計画

基本理念

「スポーツ元気都市さっぽろ

— スポーツを通じて、市民が、地域が、さっぽろが元気に —

3つの目標

- ①スポーツを通じて市民、誰もが元気に
- ②スポーツを通じて地域が元気に
- ③スポーツを通じて『さっぽろ』が元気に

1 計画策定の背景

(1) スポーツ振興法からスポーツ基本法へ50年ぶりの全部改正

我が国において、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的に「スポーツ振興法」が制定されたのは、昭和36年(1961年)です。

この間、スポーツは広く国民に浸透するとともに、スポーツを行う目的は次第に多様化していき、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際貢献や交流の活性化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

このような変化を受け、平成23年(2011年)6月に「スポーツ振興法」が全部改正され、「スポーツ基本法」が成立しました。スポーツ基本法では、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることが示されています。

スポーツ基本法の8つの基本理念

- ①スポーツを享受することの権利
- ②青少年の健全育成とスポーツの推進
- ③地域のスポーツの場と交流の推進
- ④健康保持と安全確保
- ⑤障害者スポーツの推進
- ⑥競技力の向上
- ⑦国際交流の推進
- ⑧公平・公正性の確保

(2) スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定

さらに、平成24年(2012年)3月には、国においてスポーツ基本法第9条に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本計画は、平成24年度(2012年度)から10年間程度を見通した5年間の計画期間としており、スポーツ推進の基本方針として、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の7つの課題ごとに基本方針を設定しています。

スポーツ基本計画の7つの基本方針

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージ^{※2}に応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦トップスポーツと地域スポーツの連携による好循環の創出

その後、国では平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの5年間における、スポーツ立国の実現を目指すための新たな指針として、平成29年(2017年)3月に第2期スポーツ基本計画を策定したところです。

※第2期スポーツ基本計画の内容については、P28をご覧ください。

※2 【ライフステージ】…人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など)によって区分される生活環境の段階

(3) 札幌市のまちづくりの基本施策

札幌市では、平成19年(2007年)に「札幌市自治基本条例」を制定しました。

この条例では、「すべての市民が自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌」の実現を目指して、「市民が主体のまちづくり」を基本理念とし、「市民参加と情報共有」により「身近な地域におけるまちづくりを推進すること」を基本原則とした市民自治によるまちづくりを進めることを定めています。

また、少子高齢化や人口減少、経済の長期にわたる低迷、エネルギー政策の見直しなど、札幌を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなか、これまでの「札幌市基本構想」及び「第4次札幌市長期総合計画」に代わる、新たなまちづくりの基本的な指針として、平成25年(2013年)2月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉」を策定し、今後、札幌市が目指すべきまちの姿と、まちづくりの方向性を示しました。

ビジョン編では、目指すべき都市像として、「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を描き、その実現のために、7つの分野のもとに24の基本目標を掲げ、市民、企業、行政等が一体となって推進していくことを目指しています。

平成25年(2013年)10月には、ビジョン編に掲げる都市像を実現するために、具体的に取り組んでいく都市経営戦略として、「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉」を策定しました。

札幌市まちづくり戦略ビジョンの7つの分野と重要な視点

地 域：地域での支え合いとつながりづくり
経 済：暮らしと雇用を支える経済の発展
子ども・若者：将来を担う子ども・若者の健やかな育み
安全・安心：安心して暮らせる「人に優しい」まちづくり
環 境：次世代へつなげる持続可能なまちづくり
文 化：文化芸術・スポーツによる創造性の育み
都 市 空 間：魅力と活力を持続的に高める集約型のまちづくり

〈文化〉の分野の3つの基本目標

- 創造的な活動により、活力あふれるまちにします
- 文化芸術やスポーツの魅力によりにぎわいが生まれるまちにします
- 市民一人一人が魅力を再認識し発信するまちにします

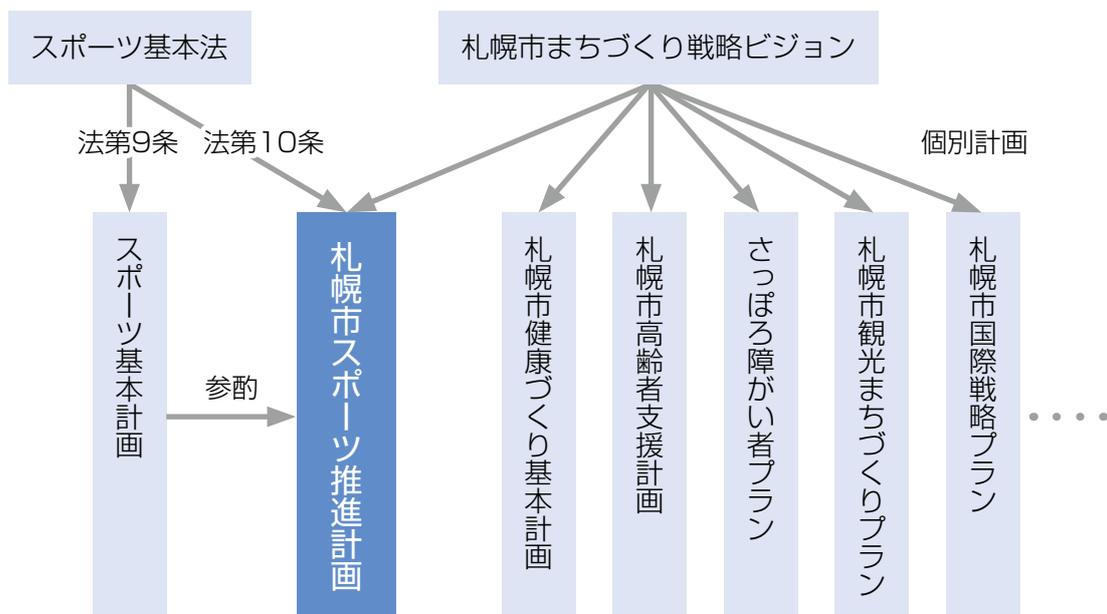
2 計画策定の目的

推進計画は、市民が、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれの関心、適性等に応じてスポーツに参画する環境を整備し、スポーツの力をもって、青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持、地域コミュニティの再生、そして札幌市の活力の創造に寄与することを目的として策定しました。

3 計画の位置づけ

推進計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として策定するもので、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づけられるものです。

図表1 札幌市スポーツ推進計画の位置づけ



4 計画期間

推進計画の計画期間は、平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの10年間としています。